

消費生活だより ～くらしの危険～

無料動画を観ていたらいきなり有料登録に！

Q



スマホで無料の動画のサイトを見ていたら、突然「登録完了」という画面になった。「誤作動の人はこちらにお電話ください」という表示が出たので電話をすると、料金約50万円が発生しているという。登録したつもりはないと言えると「いったん30万円支払ってもらえば、手数料約千円を差し引いて返金する」と言われた。コンビニで電子マネーを購入して電子マネーの番号を連絡して支払ったが、返金される予定の日に返金がなかった。

A



- 無料の動画を観ていたり年齢確認ボタンを押したりすると、突然「登録完了」となり、慌てて連絡すると料金を請求される「ワンクリック請求」の手口に関する相談が寄せられています。
- 「誤作動の人はこちら」「退会はどちら」などの案内があっても、決して連絡してはいけません。支払を求められたり、個人情報を聞き出されたりする場合があります。
- 事業者にお金を払ってしまうと取り戻すことは困難です。相手に何を言われても慌てて支払わないようにしましょう。
- 困ったときは、消費生活相談窓口にご相談下さい（消費者ホットライン188）。

12月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	12/3(水)、17(水)	☎ 22-1152
QRコードからも予約できます		
関ヶ原町	12/10(水)、24(水)	☎ 43-0070
養老町	12/1(月)、15(月)	☎ 32-1108
神戸町	12/8(月)、22(月)	☎ 27-3111
輪之内町	12/4(木)、18(木)	☎ 68-0185
安八町	12/11(木)、25(木)	☎ 64-3111



問 企画調整課 生活安全係 ☎ 22-1152